

インドにおける民間保税倉庫制度の概要と  
その手続きについて

(2020年10月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Grant Thornton India LLP に作成委託し、2020年9月に入手した情報に基づき作成したものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton India LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton India LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail：[BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：[IND@jetro.go.jp](mailto:IND@jetro.go.jp)

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

## 目次

1. 民間保税倉庫制度の概要
2. 登録申請
3. 保税倉庫への物品の輸入
4. 国内市場からの物品の購入
5. 保税倉庫間の物品の移動
6. 製造あるいはその他の事業のための資本財・原材料の費消
7. 輸出のための物品の通関
8. 国内消費のための物品の通関
9. 製造過程に生じたスクラップ・廃棄物の取り扱い
10. 記録の保管

## インドにおける民間保税倉庫制度の概要とその手続きについて

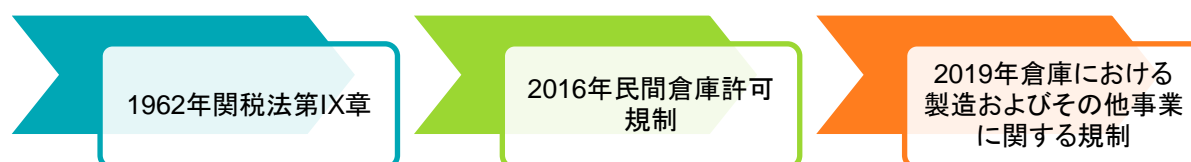
### はじめに

保税倉庫 (Customs bonded warehousing) では関税の支払いが留保される。国内関税一般区域 (Domestic Tariff Area : DTA) への通関を切るまで、保税倉庫にて輸入関税を支払わずに輸入品の保管、製造を行うことができる。関税の支払留保には、インド国内市場に販売する資本財の輸入も含まれる。また、保税倉庫の利用者が物品を輸入・製造し、インド国外に輸出する場合、輸入関税が免除される。

保税倉庫制度では、輸入品の受領、保管、通関に関して厳格なコンプライアンスを遵守する必要がある。本レポートでは、保税倉庫制度の概要を説明し、民間保税倉庫を設置し、その倉庫内で事業活動を行う企業に必要な手続きを明確にする。

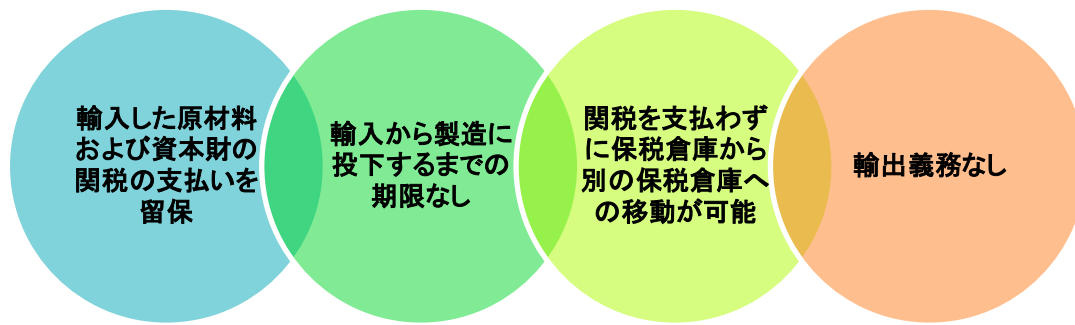
## 1 民間保税倉庫制度の概要

### 1.1 関連法



- 1.2 **1962 関税法第 58 条** では、税関のプリンシパル・コミッショナーあるいはコミッショナーからの承認に基づき、被許諾者 (licensee) あるいは被許諾者の代理人が輸入関税対象品を保管するために民間保税倉庫を設置することが認められている。
- 1.3 2016 年 5 月 14 日付けの 2016 年税関通達第 71 号にて **2016 年民間倉庫許可規制 (Private Warehouse Licensing Regulations, 2016 : PWLR, 2016)** が発表され、民間保税倉庫の設置のための条件および手続きが規定された。
- 1.4 さらに、**1962 関税法第 65 条**では、民間保税倉庫内での製造およびその他事業の実施が認められた。民間保税倉庫での製造およびその他事業の実施は、2019 年 10 月 1 日付の 2019 年税関通達第 69 号に記載されている。これらは、**2019 年倉庫における製造およびその他事業に関する規制 (Manufacture and Other Operations in Warehouse (no. 2) Regulations, 2019 : MOOWR, 2019)** と呼ばれている。
- 1.5 民間保税倉庫に保管可能な輸入品は資本財・原材料である。

## 1.6 民間保税倉庫の特徴



## 2 登録申請

2.1 保税倉庫の登録および倉庫内での製造・その他の事業を求める者は、2019年倉庫における製造およびその他事業に関する規制に規定された**申請書<sup>1</sup>**を、その他の必要書類とともにオンラインで提出する。

2.2 保税倉庫の申請に必要な手続きは以下のとおり。

- 保税倉庫に保管される物品と同等額の保険証券を提出する。
- 規制<sup>2</sup>を遵守するために申請書の付属書類として宣誓書と念書（Undertaking）を提出する。
- 関税法第59条に従い、保証金を支払う。
- 倉庫運営および税関手続きの豊富な経験を持つ倉庫管理者（warehouse keeper）を任命する。
- インプット・アウトプット規定（Input and Output norms）を提出する。

2.3 申請者は以下のものを倉庫に配置あるいは設置する。

- 盗難警報装置
- 監視カメラ（CCTV）
- 24時間体制の警備員
- 火災予防（独立機関からの監査証明書）
- 頑丈なドアや建築部材
- ドアや窓の錠
- 税関職員による調査に対応するための十分な人材、設備、場所

<sup>1</sup> 参照：Annexure A to the Circular 34 of 2019 – Customs dated 1<sup>st</sup> October 2019

<sup>2</sup> 参照：PWL R, 2016 および MOOW R, 2019

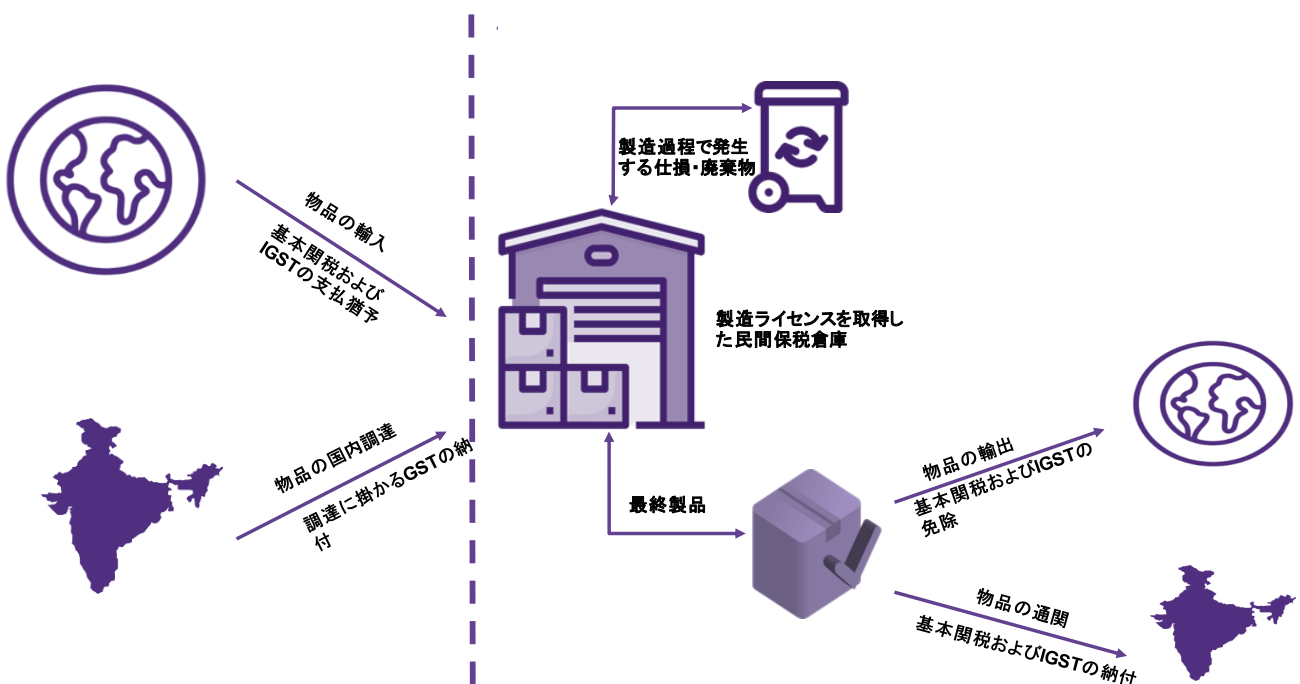
## 2.4 民間保税倉庫に求められる用地・建物の要件

完全な密閉構造は、民間保税倉庫の承認の必須条件ではない。用地あるいは建物が物品の保全、コンプライアンスの遵守のために適切であること（例えば、アクセス制限のある適切な壁・ゲート、建物の守衛など）が重要である。また、物品・事業・産業の特徴を考慮し、完全な密閉構造ではない環境で事業運営することが可能である。税関のプリンシパル・コミッショナーあるいはコミッショナーは、許可を検討する際に、物品の保全のための建物・設備・人材の性質を考慮する。

- 2.5 申請者が必要書類を準備し、必要設備を設置した後、申請者は必要書類と共に申請書をオンラインで提出する。申請書の受理後、所轄の税関職員は民間保税倉庫として提案された場所を確認し、書類の原本を受領する。
- 2.6 所轄の税関職員が確認した後、問題なければ、1962年関税法第58条および65条の下での民間保税倉庫の許可証が付与される。この許可証は当局から取り消されるまで有効であり、更新する必要はない。



## 取引の流れ



### 3 保税倉庫への物品の輸入

- 3.1 申請者が保税倉庫の許可を得た後、製造あるいはその他事業を実施するために保税倉庫に物品を輸入できる。
- 3.2 申請者は、港で物品を受け取る際に保税倉庫保管のための輸入申告書（Bill of entry）<sup>3</sup>および輸入申告書の記載内容が正確であることを示す宣誓書を提出する。
- 3.3 輸入申告書を提出後、所轄の税関職員がワンタイムロック（one-time lock）をトラックの荷台にかけた後、貨物の移動を許可する。
- 3.4 トラックが保税倉庫に到着した後、被許諾者（あるいは倉庫管理人）はワンタイムロックが解除されていないことを確認する。もし不備がある場合、倉庫管理人は保税倉庫の担当官（Bond officer）に通知する。
- 3.5 ロックに不備がなければ、物品は倉庫内に搬入され、倉庫管理人は搬入した物品と輸入申告書の整合性を確認する。不一致がある場合、24 時間以内に保税倉庫の担当官に通知しなければならない。
- 3.6 物品を倉庫に搬入後、被許諾者は搬入した物品の数量と輸入通関書を承認し、記録としてコピーを保管する。
- 3.7 被許諾者は、輸送業者により提出された輸送書類に署名し、物品の受領を承認し、記録として署名済みの書類のコピーを保管する。署名後、被許諾者は物品の受領を記録する。
- 3.8 税関職員による通知<sup>4</sup>から 1 カ月以内に、税関職員および保税倉庫の担当官に（物品が保税倉庫に搬入され、保管されていること<sup>5</sup>を示す）確認書を提出する。

関税法第 58 条および 65 条の下、被許諾者は、保税倉庫に資本財・原材料を輸入し、製造およびその他事業を行う場合、**輸入関税（基本関税および IGST）の支払いを留保できる**。原材料あるいは資本財の場合、国内消費のために通関を切る時まで輸入品にかかる基本関税および IGST を留保できる。

国内消費のために通関を切る場合、通関時に関税の支払義務が生じる。一方、製造品が輸出された場合、関税の支払いは免除される。もし原材料や資本財が製造のために輸入された場合、関税の支払留保の期限はない。本制度では、トレーディング目的の物品の輸入を認めており、その場合 90 日を超えて物品を保管する場合、遅延利息が発生する。

<sup>3</sup> 参照：Section 46 of the Customs Act

<sup>4</sup> 参照：Section 60 of the Customs Act

<sup>5</sup> 輸入品の詳細は Annexure B（Circular 34 of 2019）に従い、記録する。

## 4 国内市場からの物品の購入

- 4.1 被許諾者は国内市場から物品を購入することも認められている。その場合、サプライヤーから GST の請求書を受領するため、GST を支払う義務がある。国内調達にかかる GST の支払留保は認められていない。
- 4.2 物品が国内市場から保税倉庫に輸送される場合、waybill と請求書のコピーを添付する。物品の受領後、倉庫管理人は請求書と物品の内容を確認し、保税倉庫に搬入する。
- 4.3 物品が搬入された後、その内容を台帳に記録する<sup>6</sup>。

## 5 保税倉庫間の物品の移動

- 5.1 被許諾者がある保税倉庫から（別の保税倉庫に）物品を受領（送付）する場合、以下の手続きを遵守する必要がある。
- (i) 別の保税倉庫への物品の輸送
- 物品の輸送を保税倉庫の担当官に指定様式で通知。
  - 輸送車の荷台にワンタイムロックをかけ、ワンタイムロック番号を指定様式および輸送書類に記載し、コピーを保管する。
  - 物品の出荷は会計帳簿および月次申告書に記録され、輸送書類のコピーを保税倉庫の担当官に提出する。
  - 被許諾者は物品の出荷から 1 カ月以内に保税倉庫の担当官に受領者からの納品確認書を提出する。
- (ii) ある保税倉庫からの物品の受領
- 物品の受領時、保税倉庫の管理人は車両番号・ワンタイムロック・輸送書類と現物の整合性を確認し、問題がなければ物品を倉庫内に搬入する。
  - 物品の搬入後、輸送書類に署名し、コピーを保管する。
  - もし輸送品と書類に不整合がある場合、24 時間以内に所轄の税関職員に報告する。

---

<sup>6</sup> 国内市場から調達した物品の詳細は annexure B (circular 34 of 2019) に従い、記録する。



## 6 製造あるいはその他の事業のための資本財・原材料の費消

- 6.1 MOOWR 2019 の下、資本財は製造のために保税倉庫に輸入され、据え付けられる。当該資本財は特定され、台帳に記録される必要がある。
- 6.2 保税倉庫に保管された原材料は製造時に費消される。原材料の使用記録を月次申告書に記載する。
- 6.3 原材料の費消の管理のために、FIFO（先入先出法）を利用する。
- 6.4 輸入品が製造過程に投入される場合、時間の制限なく保税倉庫に保管できる。一方、トレーディング目的で保税倉庫に輸入品を保管する場合、保税倉庫に保管可能な期間は1年間である。また、物品の輸入から90日を超えて保税倉庫に保管する場合、年利18%の遅延利息が科される。

## 7 輸出のための物品の通関

- 7.1 関連規則<sup>7</sup>に従い、輸入品を利用した製造品は輸出することができる。
- 7.2 被許諾者が輸出のために物品を通関する際の手続きは以下のとおり。
- 保税倉庫から物品を出荷するための申請書を作成する。
  - 被許諾者は物品の出荷前に保税倉庫の担当官に対して通知する。
  - 物品を積み、ワнтаイムロックをかける。
  - 輸送のための指定様式にワнтаイムロックの番号を記載し、コピーを保管する。
  - 会計帳簿および月次申告書に物品の出荷を記録する。
  - 物品の出荷日から1カ月以内に保税倉庫の担当官に所轄税関職員からの確認書（物品が税関に到着したことを示すもの）を添えて通知する。
- 7.3 保税倉庫にて製造のために費消された輸入品には関税は課されない。輸出価格は取引価格（Transaction Value<sup>8</sup>）となる。
- 7.4 保税倉庫制度の利用により、外国貿易政策上の輸出インセンティブ制度の利用が制限されることはない。

<sup>7</sup> 参照：PWLR, 2016 および MOOWR, 2019

<sup>8</sup> 参照：Section 14 of the Customs Act, 1962

## 8 国内消費のための物品の通関

8.1 保税倉庫にて製造された物品は、国内消費のために通関を切ることができる。その際に以下の手続きをふむ必要がある。

- 保税倉庫の担当官に輸入申告書 (bill of entry) を提出する。
- 輸入時に留保した関税を支払う。2017 年関税 (輸入品の軽減税率) 細則 (Customs (Import of Goods at Concessional Rate of Duty) Rules, 2017) に基づき、輸入関税の減免が受けられる場合、被許諾者は輸入関税の優遇税率を適用する。
- 保税倉庫渡しの際に税関がリスクの兆候があると判断した場合のみ、検査が入る。
- 被許諾者は輸入申告書および輸送書類を保管する<sup>9</sup>。

関税法第 61 条、68 条より、関税を支払うことにより資本財も国内消費のために通関を切ることができる。

### 設例:

国内消費のための関税の計算例は以下のとおり。

(単位：インドルピー、以下「IN ルピー」)

購入	数量	価格	留保関税*	支払 GST	輸出			国内消費 <sup>4</sup>		
					数量	価格	未払関税	数量	価格	未払関税
輸入	100	1000	250 <sup>1</sup>	-	75		0 <sup>2</sup>	25		62.5 <sup>3</sup>
国内一般関税区域	60	600	-	150 <sup>1</sup>	45	1500	NA	15	500	NA

(\* 基本関税および IGST を含む)

### 注:

<sup>1</sup> 輸入関税 250 IN ルピーは一時留保される。一方、国内一般関税区域から調達した物品にかかる GST 150 IN ルピーを支払う必要がある。支払 GST の 150 IN ルピーは仕入税額控除を利用できる。

<sup>2</sup> 製造品の輸出通関時に保税倉庫で留保した輸入関税は支払い義務が免除される。

<sup>3</sup> 国内消費のための通関時、留保された輸入関税を支払う必要がある。輸入品にかかる IGST は仕入税額控除を利用できる。

<sup>4</sup> 国内消費のために出荷された物品 500 IN ルピーに GST が課税される。

<sup>9</sup> 国内消費のために出荷された物品の詳細は annexure B (circular 34 of 2019) に従い、記録する。

## 9 製造過程に生じたスクラップ・廃棄物の取り扱い

9.1 保税倉庫内での製造時にスクラップや廃棄物が発生する。これらのスクラップや廃棄物の取り扱いは関税法第 65 条(2)に規定されている。

在庫管理のために FIFO（先入先出法）を利用する。

9.2 スクラップや廃棄物に対する課税は以下のとおりである。

- 保税倉庫から輸出する場合
  - スクラップや廃棄物が処分される前提で、輸出数量に応じてスクラップあるいは廃棄物にかかる関税が免除される。あるいは、
  - スクラップあるいは廃棄物がインド国内に輸入されたとみなし、輸入関税を支払う。
- 国内一般関税区域への通関
  - 国内市場への販売数量に応じてスクラップあるいは廃棄物にかかる関税を支払う。

9.3 もしスクラップあるいは廃棄物が製造過程以外で発生した場合、月次報告書に別途記載する必要がある<sup>10</sup>。

## 10 記録の保管

10.1 被許諾者は、保税倉庫に関する物品の受領・保管・出荷に関する詳細な記録を保持する。電子媒体で記録を保管し、必要に応じて保税倉庫の担当官に提出する。

10.2 保税倉庫内の製造あるいはその他事業の記録を残されなければならない。

倉庫管理人は倉庫管理および税関手続きに関する十分な経験をもつ必要がある。倉庫管理人は被許諾者のために責務を果たし、帳簿を作成し、書類に署名することが期待される。また、倉庫管理人は、署名する宣誓書あるいは会計帳簿を誠実に管理しなければならない。

10.3 倉庫・請求書・輸送に関する指定様式・積荷送り状・輸送関連書類・国内消費のための輸入申告書・保証金証書のコピーを、保税倉庫からの物品の出荷日から最低 5 年間保持する。

<sup>10</sup> 参照 : Annexure B to the circular 34 of 2019